

令和8年度 市・県民税 申告パンフレット

令和8年度の市・県民税の申告相談を令和8年2月16日(月)から3月16日(月)までの期間に笠間市役所本所で行います。これは令和7年中に得た収入を申告していただくものです。この内容が令和8年度の市・県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定基礎となります。また、所得・課税証明などの諸証明もこの申告に基づいて発行されますので、申告する方は、期間内に申告してください。(令和7年分確定申告についても同期間で行います。) なお、申告の内容によっては、水戸税務署にご案内する場合があります。

- ◆ 申告会場 笠間市役所本所 教育棟 2階
- ◆ 申告期間 令和8年2月16日(月)～3月16日(月)※土・日・祝日を除く。
日曜申告は、3月1日(日)に開場します。日曜申告も事前予約が必要です。
- ◆ 申告時間 午前9時～午後5時
- ◆ 受付内容 住民税申告、一般的な所得税申告 (P2右下参照)

市役所での申告は「予約」が必要です

専用ホームページから予約・変更ができます

希望する日時の受付開始1時間前までに、新規・変更予約の手続きをお願いします。

予約はご家族の方が代理で行うこともできます。

《予約・変更の受付期間》

令和8年2月9日(月)～3月16日(月)

- 予約専用ホームページ (2月9日9:00開始、以降24時間受付)

<https://city-kasama.revn.jp/>

予約日時・予約番号をお控えください。

ホームページで予約ができない方は、次の予約専用ダイヤルからご予約ください。

初回は、予約専用ダイヤルが混雑しやすいので、恐れ入りますが日を空けてご連絡ください。

TEL:050-5846-7964 (平日9:00～17:00 なお、3月1日の日曜日は受付します。)

予約は2週間先の日まで可能です。

2月9日(月)時点2月20日(金)まで可。

3月1日(日)の予約に限り2月9日(月)から可。



期日・時間帯を指定して事前に通知する方について

◎原則、昨年度笠間市で申告された方で、今年度も申告の義務があると見込まれる方については、お一人ずつ期日・時間帯を指定して事前にはがきで通知します。(令和8年1月27日(火)発送予定)

予約日時の指定のある方	指定された時間内に受付をお済ませください。
予約日時が指定されていない方 (はがきに「申告希望の方は必ず予約をしてください。」と記載がある方)	令和7年中の収入を申告する必要があるかどうかご判断いただき、申告される方は、上記予約専用ホームページ等から予約してください。
予約日時を新規で取りたい方 または変更したい方	上記予約専用ホームページ等から予約してください。
指定日時をキャンセルしたい方	キャンセルのご連絡は不要です。

【市役所で申告する方へ】

水戸税務署から配付される令和7年分の各種書類は、1月下旬から、本所税務課および各支所地域課の窓口に設置します。なお、配付枚数には限りがあるため、国税庁ホームページからのダウンロードまたは税務署にお問合せください。

申告に必要なもの

- 1 口座のわかるもの(本人名義)
- 2 本人確認書類
番号確認書類(マイナンバーがわかるもの) +
身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
※配偶者(特別)控除・扶養控除・専従者控除を受ける場合には、その対象の方のマイナンバーがわかるもの(写し可)。
- 3 利用者識別番号(取得している方)
- 4 税務署または市役所から届いた申告についてのはがき(受け取った方)
- 5 申告する所得の種類に応じた必要な書類等
令和7年中の収入・支出についてわかるもの

主な所得の種類	主な必要書類
営業・農業・その他の事業、不動産所得等のある方	・収支内訳書または収入や経費のわかる帳簿および書類等 ・減価償却資産に係る領収書
給与、年金、退職所得のある方	令和7年分の源泉徴収票(必須)
配当所得(総合課税)のある方	年間取引報告書(譲渡損失を含まないもの)、配当金計算書(複数枚ある時は、「所得の内訳書(住民税額も記載したもの)」を事前に作成して持参してください。) ※外国税額控除の適用を希望される申告は受けられません。

- 6 控除に必要な証明書等
令和7年中に支払った国民健康保険税や国民年金などの社会保険料、生命保険料(一般・介護医療・個人年金)、地震保険料等のほか、寄附金控除、障害者控除(下記参照)

寄附金控除

- ◎ 控除対象の寄附であることを証明するもの
- ◎ 寄附先が発行する領収書等(振込みの場合は受領書)
※ ふるさと納税のワンストップ特例を申請された方でも必ず全ての「寄附金控除証明書」を持参してください。

障害者控除

- ◎ 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定証※など
※ 要介護(要支援)認定を受けている65歳以上の方で福祉事務所長が認定する者に対して発行されます(要申請)。

申告をしなければならない人

令和8年1月1日現在、笠間市に住所がある方で、令和7年中(1月1日から12月31日までの1年間)に次のような所得のあった方です。

営業、農業、 その他の事業所得	不動産所得 (貸地・貸家・駐車場等)
一時所得 (生命保険等の満期等)	2カ所以上からの 給与所得
退職所得 (源泉徴収されないもの)	雑所得 (公的年金・個人年金・ 原稿料・講演料など)
譲渡所得(土地や家屋等を売り渡した所得)	

- 給与所得以外に農業、不動産、雑所得などの所得のある方(農業、不動産、雑所得等が20万円以下で所得税の申告はしなくてよい場合でも、市・県民税の申告はする必要があります)。
- 給与所得のみでも、勤務先から市役所に「給与支払報告書」を提出されていない方

市役所で受けられない申告

- 令和8年1月1日現在、笠間市に住所がない方の申告
 - 株式などの譲渡所得の申告
 - 株式などの配当所得の申告(分離課税)
 - 外国税額控除の適用を受ける申告
 - 準確定申告(亡くなった方の申告)
 - 住宅ローン控除(初年)
 - 交換・買換の特例適用を受ける、土地・建物の譲渡所得
 - 先物取引 ○ 山林所得 ○ 雜損控除
 - 住宅耐震改修特別控除および住宅特定改修特別控除(省エネ改修工事、バリアフリー改修工事など)の適用を受ける申告
 - 青色申告
 - 他の税務署管轄のもの
 - 令和6年分以前の確定申告、修正申告および更正の請求
 - 国外に居住している親族を扶養親族とする申告
 - 相続等により生命保険等の年金を受給される方
 - 相続税 ○ 贈与税 ○ 消費税
- ※税務署で申告、e-Taxで申告する方はP4へ

**農業・営業等の収支内訳書や医療費控除等の明細書の作成は、事前に済ませてください。
作成が済んでいない場合は、申告相談を受けられません。**

医療費控除制度について

医療費控除は、支払った医療費等が戻るものではありません。

※ 医療費控除とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、いずれか一方の選択適用になります。
その後の更正の請求・修正申告で適用を変更することはできません。

$$\text{医療費控除額} \quad (\text{最高 } 200\text{万円}) = \left(\text{医療費合計} - \text{保険等で補てんされた金額} \right) - 10\text{万円または所得の } 5\% \quad \text{いずれか低い方}$$

令和7年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 笠間市中央三丁目2番1号 氏 名 笠間 太郎

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知に添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。 ※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをお使いください。	(1)医療費通知に記載された医療費の額 1 65,000	(2)(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額 ア 50,000	(3)(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 イ 20,000
---	---------------------------------	--	---

2 医療費通知(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の 額	(5)(4)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
笠間 太郎	〇〇病院	診療：治療 医薬品購入	9,400	0 円
同上	△△クリニック	診療：治療 医薬品購入	10,500	0
同上	□□薬局	診療：治療 医薬品購入	5,000	0
笠間 花子	〇〇病院	診療：治療 医薬品購入	50,000	30,000
同上	△△診療所	診療：治療 医薬品購入	12,000	0
同上	◇◇薬局	診療：治療 医薬品購入	6,100	0
		介護保険サービス 医薬品購入	0	0
		その他医療費	0	0
		合計	0	0
		2 の 合 計	ウ	工
		医 療 費 の 合 計	6 (②+③)	7 (④+⑤)

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円	A
保険金などで 補てんされる金額			B
差引金額 (A) - (B)	(マイナスのときは0円)		C
所得金額の合計額	8		D
④ × 0.05 (赤字のとき)			E
⑤ 10万円以内の 少しづか ない方の金額			F
医療費控除額 (C) - (F)	(最高200万円、赤字のときは0円)		G

申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を記載します。
(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・退職所得及び山林所得がある場合、…その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合、…その所得金額
（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4線越損失を差し引く計算」欄の⑧の金額を記載します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に記載します。

※ 詳しくは、国税庁ホームページもしくは国税庁発行の資料をご確認ください。

申告の義務がない人

- ①給与所得のみで年末調整が済んでおり、勤務先から笠間市に「給与支払報告書」が提出されている方
- ②公的年金(障害年金・遺族年金は除く)収入合計が400万円以下で他の所得がない方
- ③所得が無く、同一世帯の方の扶養になっている方

①～③の方でも、控除（扶養控除・医療費控除・保険料控除等）を追加したい方は申告が必要です。
また、③の方は、次のいずれかに該当する場合にも申告が必要となります。

- ◆所得証明書等の税関係諸証明書が必要な方
- ◆国民健康保険、後期高齢者医療に加入している方及びその世帯主
- ◆マル福・児童福祉・障害福祉サービス等を受ける方、国民年金保険料の免除等を希望する方

市・県民税申告書の郵送での提出にご協力ください

昨年度の申告状況等を参考に、簡易な市・県民税申告をすると見込まれる方に、1月下旬、申告書用紙を送付しますので、税務課まで提出ください。「申告書が届かない」＝「申告不要」ではありませんのでご注意ください。また、「収入が増えた」等により、所得税の申告が必要になった方は、確定申告を行ってください。

※税務署で申告、e-Taxで申告する方はP4へ

《お問い合わせ先》笠間市役所税務課 0296-77-1101 (岩間地域0299-37-6611)

【水戸税務署から確定申告のお知らせ】

◇ 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

【確定申告会場の開設期間】

期間	受付時間	申告会場	対象の方
2月16日～3月16日	午前8時30分～午後4時	中央ビル4階（水戸市泉町2-3-2）	全ての方

【注意事項】

- 1 土、日及び祝日は開場しませんが、3月1日の日曜日は開場します。
- 2 2月16日～3月16日の間は、水戸税務署庁舎で申告相談を行っておりません。
- 3 確定申告会場の入場には、次の方法により発行される「[入場整理券](#)」が必要です。
 - ①国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行
 - ②各会場で当日配付（配付状況により、相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの入場整理券の事前発行をおすすめします。）
- 4 確定申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談体制としております。
- 5 マイナンバーカードと併せて、パスワード（①英数字6～16文字及び②数字4桁）も分かるようにしてお越しください。
※証明書の有効期限にご注意ください。有効期限は発行から5回目の誕生日までです。

国税庁LINE
公式アカウント



① 署名用電子証明書 (英数字混在、大文字のみ6～16文字)	*****
② 利用者証明用電子証明書 (数字4桁)	****

パスワード①②が
分からぬ方はこちら



- 6 必要書類が不足する場合には、確定申告ができないため、事前に国税庁ホームページ等でご確認ください。

【確定申告及び会場に関するお問い合わせ先】

水戸税務署 ☎ 029-231-4211 ※自動音声案内に従い該当の番号をお選びください。

確定申告のご質問は、国税庁ホームページ「タックスアンサー」または「チャットボット（ふたば）」もご利用ください。

マイナンバーカードを使って自宅からe-Taxで確定申告！

確定申告には、申告会場に出向かずにご自身のスマホ・パソコンを利用して申告ができるe-Taxが便利です。

確定申告書等作成コーナーを利用すると・・・自動計算で確定申告書を作成！

マイナンバーカードを利用すると.....マイナポータル連携で自動入力！

e-Tax 5つのメリット

- ・税務署への持参不要！
- ・添付資料提出不要！※一部書類は除く
- ・確定申告期間24時間利用可能！
- ・印刷・郵送不要！
- ・早期還付！

こんな方におすすめです！

☆年末調整済の給与所得者で、寄附金控除（ふるさと納税）・医療費控除などを申告する方

☆年末調整が済んでいない方 ☆2か所以上の給与所得がある方

☆年金収入や副業等の雑所得がある方 ☆株式等の譲渡をされた方（特定口座をお持ちの方）

チャレンジしてみませんか？

スマホ、パソコンから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！

作成コーナー

検索

スマホの方は
こちらから



還付申告の提出は、申告期間だけでなく3月17日以降でもe-Taxまたは水戸税務署で受け付けています。

《e-Tax・作成コーナーに関するお問い合わせ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL0570-01-5901）【受付】平日（休祝日・年末年始を除く）

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。